

請 負 工 事 標 準 仕 様 書  
( 一 般 仕 様 書 )

四国電力送配電株式会社

# 目 次

1	総 則	1
1-1	請負人の責務	1
1-2	関係法令の遵守	1
1-3	関係諸規程の遵守	1
1-4	秘密情報の取り扱い	1
2	安全管理	2
2-1	安全衛生管理	2
2-2	安全管理協議組織	2
2-3	統括安全衛生管理義務者	2
2-4	統括安全衛生責任者等	2
3	安全施策	3
3-1	一般安全施策	3
3-2	個別安全施策	4
3-3	工事に関する留意事項	4
4	連 絡	5
4-1	作業開始，終了連絡	5
4-2	工事予定および実績の連絡	5
4-3	緊急時の連絡	5
4-4	事故災害発生時の処置	5
5	就業者	5
5-1	現場代理人	5
5-2	技術責任者（主任技術者または監理技術者）	5
5-3	就業者の明示	6
5-4	高齢者の適正配置	6
6	社給材料等の管理・瑕疵責任	6
6-1	管理・瑕疵責任	6
6-2	社給材料の受け取り	6
7	工事残材の管理責任	6
7-1	工事残材の管理	6
7-2	産業廃棄物の処理	7
8	提出書類	8
9	検 査	8
9-1	立会検査	8
9-2	書類検査	8
10	検 収	8

この「請負工事標準仕様書（一般仕様書）」は、請負工事に関する基本事項を記載したものであり、請負人にあらかじめ配布しておく。

工事の施工にあたっては、「請負工事標準仕様書（補足仕様書）」と合わせて、適用するものとする。

## 1 総 則

### 1-1 請負人の責務

工事は、安全管理を含めすべて請負人の責任施工により実施しなければならない。

また、工事の施工にあたっては、

- ・労働災害ならびに施設事故の絶無
- ・環境保全ならびに他設備に対する十分な配慮
- ・施工精度の向上と工期内の完全な出来上り

に対し良識をもって誠実に実施しなければならない。

### 1-2 関係法令の遵守

請負人は、工事の施工にあたり関係諸法令を遵守し、法的有資格者および免許取得者の従事、必要な措置を請負人の責任で行い、安全かつ円滑に工事を施工しなければならない。

### 1-3 関係諸規程の遵守

請負人は、当社関係諸規程に基づき誠実丁寧に工事を施工しなければならない。ただし、安全管理や施工方法は当社規程によらず請負人自らが決定すること。

関係する主な規程は次のとおり。

- 工事請負契約約款
- 通信設備建設要領
- 通信設備運用保守要領
- 通信システム部環境管理要領

および上記規程に関する各種標準・マニュアル

### 1-4 秘密情報の取り扱い

#### (1) 秘密の保持

請負人は、個別契約により知り得た当社の秘密情報（個人情報を含む。）については、これを適正に管理し、保持しなければならない。

#### (2) 検閲の禁止

請負人は、当社の取扱中に係る通信を検閲してはならない。

#### (3) 通信の秘密の確保

請負人は、当社の取扱中に係る通信の秘密を侵してはならない。

## 2 安全管理

### 2-1 安全衛生管理

工事施工上の安全衛生管理は、「労働安全衛生法」、「工事請負契約約款」を遵守し、請負人は、自らの責任において安全衛生管理に努めなければならない。

### 2-2 安全管理協議組織

同一場所で複数の事業者が混在する作業の場合は、元請負人が1社の場合は元請負人が、また、元請負人が2社以上の場合は元請負人の中から当社の指定する元請負人が安全管理協議組織を設置し、定期的に協議会を開催すること。

なお、労働者の総数が50人以上の場合は、当社の支社電力部長が顧問として参画する。

### 2-3 統括安全衛生管理義務者

同一場所で複数の事業者（元請負人が2社以上）が混在する作業の場合は、元請負人のうち1人を統括安全衛生管理義務者として当社が「補足仕様書」で別途、指名する。

なお、他の元請負人は、統括安全衛生管理義務者に協力して災害防止に努めること。

統括安全衛生管理義務者は、請負人らを代表して安全衛生管理業務にあたるほか同一場所に従事する作業員の安全および作業環境の維持改善をはかるため、協議組織の設置・運営請負人相互間の連絡・調整、作業場の巡視および安全衛生教育の指導・援助を行わなければならない。

### 2-4 統括安全衛生責任者等

同一場所で複数の事業者（元請負人が2社以上）が混在する作業または労働者の総数が50人以上の場合において、統括安全衛生管理義務者を指名する場合は統括安全衛生管理義務者が、統括安全衛生管理義務者を指名しない場合は元請負人が統括安全衛生責任者を選任し、当社の作業管理責任者に届け出なければならない。

統括安全衛生責任者は、事業者間の安全衛生管理の業務にあたらなければならない。

また、統括安全衛生責任者を選任した事業者は、元方安全衛生管理者を選任するものとする。

同一場所で労働者の総数が50人未満の場合についても、協議組織の運営ならびに安全管理を統括する運営責任者を選任し、当社の作業管理責任者に届け出なければならない。

### 3 安全施策

#### 3-1 一般安全施策

工事の安全施策は、下記の基本的な事項を参考に請負人自らの責任において、十分な安全施策を行わなければならない。

- (1) 工事着手前に工事実施計画書に基づき、作業員全員が作業組織、工法、作業手順等について打ち合わせを行い「危険予知活動」により予想される危険要因を摘出し、対策を行なうなど安全面について十分注意・喚起をはかるよう努める。
- (2) ガードマン等についてもTBM-KYに参加させ、作業内容を十分把握した上で、交通整理に従事させるよう努める。
- (3) 工事場所での区画の明示、ならびに作業標識の設置等により、公衆災害の防止に努める。
- (4) 作業の内容に応じ、安全保護具の着用・検電・補助ロープ等防具の使用および安全標識・防護施設の設置・作業環境の整備をおこない作業の安全遂行に努める。特に足元等は、まむし対策を十分に行うこと。
- (5) 作業中は、作業用機材・工具・測定器等の置き場所や置き方に注意し、作業行動の妨げ、ならびに一般公衆の迷惑にならないよう整理・整頓に努める。
- (6) 毎日の作業終了後は、次の事項に留意し作業場の整理を完全に行う。
  - (a) 火災、盗難の防止
  - (b) 飛散物の整理、飛散防止処置
  - (c) 工事中に開放した機器、建物、ダクト等の扉、蓋類の閉鎖、施錠
  - (d) 工事現場の後始末
- (7) 身体および使用工具、材料等が充電部(高低圧)に近接する作業には、絶縁用保護具を使用するとともに、近接限界距離を確保し、感電防止に努め安全を確保すること。
- (8) 高所作業では、工具・材料等は工具袋に入れるなどの処置をとり、絶対に落下することのないよう努める。
- (9) 機材の積降しのため駐停車する時にも、他の通行を妨げないように努める。
- (10) 作業にあたっては、人畜への危害および車両・建造物・田畑の踏み荒らし等物件への損傷を与えないよう努める。
- (11) 野犬や蜂等の害虫に対して、作業場所の安全確認や知識の啓蒙、救急薬品携行等の対策強化を図る。
- (12) 公道で交通誘導の警備業務を行うガードマンについては、警備業法に基づき公安委員会の認定を受けた会社等から派遣させること。
- (13) 車両系建設機械を用途外に使用しないこと。やむを得ず用途外に使用する場合には、必要な措置を講じること。
- (14) 作業が完了した場合は、必要に応じて作業の反省会を実施し、当社関係者および請負人を含めた意見の交換および安全評価を行い、今後の作業の安全管理に反映する。
- (15) 請負人は、および次の作業について専任監視員を配置し安全に作業を実施すること。
  - ・ 停電作業
  - ・ 高圧以上の活線近接作業
  - ・ 危険が予測される高所作業
  - ・ 危険が予測される重量物運搬作業
  - ・ 危険が予測される伐採作業
  - ・ 道路上および電気所構内（屋外）での夜間作業
  - ・ 交通の頻繁な道路上での作業
  - ・ 酸素欠乏危険作業
  - ・ 軌道上または軌道近接作業
  - ・ その他安衛法で監視員が必要な作業
  - ・ 上記以外の複雑な作業等で危険が予測される作業
- (16) 公衆道路でドラム・エンジン等を使用する場合、ドラム場・エンジン場は、歩行者ならびに交通

の支障にならない場所の確保に努めること。

- (17) 道路横断個所でのケーブル工事は、作業中においても、ケーブル等の地上高を5 m以上確保すること。なお、地上高が5 m以上確保できない場合は、通行車両を遮断して作業を実施すること。
- (18) 公衆道路での作業においては、道路管理者および警察の指導等に基づき、工事予告板・工事標識板・カラーコーンなどの安全標識類を所定の場所に必ず設置すること。
- (19) 業者持ち材料でSDS対象化学物質を含有する製品を使用する場合は、当社にSDS（写）を提出すること。また、当社からの社給材料および業者持ち材料にSDS対象化学物質を含有する製品がある場合は、労働安全衛生法に基づく必要な措置を講じ、有害性等の情報を作業員に周知（作業場の見やすい場所に常時掲示または備え付けを実施）すること。
- (20) 結合コンデンサの絶縁油（SDS対象化学物質）を取り扱う場合は、労働安全衛生法に基づく必要な措置を講じ、有害性等の情報を作業員に周知すること。
- (21) 石綿を含有するケーブル延焼防止材撤去等の作業においては、呼吸用保護具を着用し、湿式で作業を行う等、労働安全衛生法に基づく必要な措置を講じること。
- (22) 大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づき、特定粉じん排出等作業（吹付石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し又は補修する作業）に該当するか否かの調査を実施し、その調査結果及び届出事項を当社に工事実施計画書等の書面で説明するとともに、その結果等を解体工事の場所に提示すること。また、特定粉じん排出等作業に該当する工事にあたっては、作業完了後に大気汚染防止法に基づき作業の実施状況等を書面にて当社へ報告すること。  
また、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づき必要となる官庁等への報告および届出を実施すること。

### 3-2 個別安全施策

請負人は、労働災害防止と公衆の安全確保のため、別途「補足仕様書」により指示する個別安全対策のほか、自ら必要な措置を講じなければならない。

### 3-3 工事に関する留意事項

請負人は、以下の工事に関する一般事項に留意すること。

発注者責任として工事場所や設計内容に潜む工事固有の安全・品質に関する危険性について織り込むべき条件等については、別途「補足仕様書」の補足事項にて周知する。

- (1) 通信機械室・電気所リレー室・配電盤室等で作業を行う場合には、既設設備への損傷および振動による誤動作等の防止に努めること。
- (2) 電気所・事業所等の工事では、請負工事担当者または設備管理個所の指導により、入退室ならびに作業の開始・終了連絡および安全施策等を行うこと。
- (3) 既存通信回線に影響を与える恐れがある作業を行う場合には、通信回線誤停止防止対策を十分に行うこと。
- (4) 周辺環境に応じて、使用重機・機器は低騒音タイプを使用すること。  
(高所作業車、作業用発電機、ケーブル巻き取り機等)

## 4 連絡

### 4-1 作業開始，終了連絡

作業開始前および作業終了後は，請負工事担当者に連絡し通信機器，回線について確認を行いその指示に従うこと。

### 4-2 工事予定および実績の連絡

毎日工事予定および実績を請負工事担当者まで連絡する。

### 4-3 緊急時の連絡

請負人は，夜間緊急時の連絡に備えて宿泊場所および電話番号ならびに連絡方法を，請負工事担当者に届出ること。

### 4-4 事故災害発生時の処置

請負人は，施工する請負工事において，事故・災害が発生した場合は直ちに被災者救出等適切な処置をとった後，速やかに当社作業管理責任者に報告しなければならない。

## 5 就業者

### 5-1 現場代理人

請負人は工事の施工にあたって，現場代理人（現場副代理人を含む）を定め，書面（現場代理人等選任届兼工事着工届）をもってその氏名を当社に通知すること。これらを変更する場合も同様とする。

現場代理人（現場副代理人を含む）は原則として工事現場に常駐し，工事の施工，その他工事に関するそれぞれの職務を処理する。

現場代理人（現場副代理人を含む）は，以下の職務等を必要に応じて行う。

- ・ 工事現場の管理、運営
- ・ 着工前打合せ、反省会
- ・ 工事着工前の現場調査、検収
- ・ 道路一時使用許可申請他作成、提出、受取
- ・ 工事実施計画書および報告書作成
- ・ 作業手順、工法説明書作成

### 5-2 技術責任者（主任技術者または監理技術者）

請負人は工事の施工にあたって，主任技術者または監理技術者（以下「技術責任者」という）を定め，書面（現場代理人等選任届兼工事着工届）をもって，その技術責任者の種別・氏名及び資格要件を当社に通知すること。これらを変更する場合も同様とする。

建設業法で「公共性のある工作物に関する重要な工事」に該当する場合の技術責任者は工事現場への専任とし，工事施工の技術上の管理を行うものとする。工事現場への専任とは，原則として現場に常駐するが，当社との打合せ等のため現場を離れる場合といった本工事に専念する状態も含むものとする。ただし，現場を離れている場合や通信ケーブル工事などで工事場所が複数に離れている場合においても，緊急時には速やかに対応できる体制にあること。

なお，技術責任者と現場代理人は，兼務することができるものとする。

### 5-3 就業者の明示

請負人は、工事に関し、現場代理人（統括安全衛生責任者）、作業責任者（安全衛生責任者）専任監視員について腕章などによる明示を行なうよう努めること。

	現場代理人 (統括安全衛生責任者)	作業責任者 (安全衛生責任者)	専任 監視員	作業員
責任者章	○	○	○	

### 5-4 高齢者の適正配置

請負人は、高齢者を作業に従事させる場合、「四電グループ安全推進委員会 工務部門委員会」で定めた「高齢者就労ガイドライン」に基づき、適正な配置を行うよう努めること。

## 6 社給材料等の管理・瑕疵責任

### 6-1 管理・瑕疵責任

工事目的物引渡しまでの物品などの管理責任および工事に関して生じた損害は、すべて請負人の責任とする。

ただし、持込調整渡し物品で、据付工事に関する製作者の技術指導がある場合ならびに工事目的物引渡し前に製作者が調整・試験を行う場合の請負人と製作者間の瑕疵責任・管理責任は次によるものとする。

- ・製作者による技術指導・調整・試験に起因する損害は、製作者の責任とする。
- ・調整・試験期間中の物品の管理責任は、製作者の責任とする。

### 6-2 社給材料の受け取り

- (1) 請負人は、社給材料の受け取り時に、外傷等を発見した場合は、直ちに当社に申し出ること。  
なお、社給材料が荷造りしたままの場合は、請負人の責任において荷解きを行うものとする。  
また、工事施工中に社給材料等に損傷を与えた時は、請負人の責任と負担において必要な処置をとるとともに、直ちに当社に申し出ること。
- (2) 請負人は、社給材料の引き渡しを受けた時は、遅滞なく受領書（工所用機材管理表）を提出すること。

## 7 工事残材の管理責任

### 7-1 工事残材の管理

工事残材については、当社指定場所に庫入するまで、請負人が責任を持って管理すること。

また、庫入れしたものは受領書（当社倉庫へ庫入れした場合は残材の受渡し状況を記録した工所用機材管理表とし、当社不用品を当社が指定する会社へ庫入れした場合は不用品受領書とする）を提出すること。

不用品の庫入れについては、以下のとおりとする。

#### (a) 不用品の搬入先

撤去品のうち、当社が指示する金属屑等は、別途「補足仕様書」で指示する搬入先へ搬入するものとし、搬入日時等は請負人が当社および搬入先と調整すること。

- (b) 不用品の計量  
請負人は、不用品の搬入先会社と立会のうえ、善良な管理者の注意を持って計量・立会を行い、速やかに当社に報告することとし、数量に誤りがあった場合、請負人は損害賠償の責を負うものとする。
- (c) 不用品納入票・不用品受領書の授受  
請負人は、当社から受領した「不用品納入票」および「不用品受領書」に受渡数量を記入する。  
「不用品納入票」は、持込者会社名・氏名を記名捺印のうえ、搬入先会社へ手交し、「不用品受領書」は、搬入先会社（受領者）の記名捺印を受け、速やかに当社へ提出する。
- (d) その他  
必要に応じて、不用品の荷姿、不用品の端数処理、不用品の受け渡し条件などを指示する。

## 7-2 産業廃棄物の処理

### 7. 工事残材の管理責任

#### 7-2. 産業廃棄物の処理

- (1) 工事に伴い発生する産業廃棄物は、請負人が、その排出事業者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」および県条例等に基づき適正に処理することとし、工事着工前に排出が予想される産業廃棄物の種類・品名・石綿含有の有無・水銀含有の有無・予想排出量・中間処理業者名、最終処分業者名を記載した「産業廃棄物処理計画書」を提出すること。
- (2) 産業廃棄物処理完了後、中間処理および最終処分結果を「産業廃棄物処理報告書」により報告すること。
- (3) 廃棄物の再生利用、減量化及び安定化等のために、極力中間処理を行うこと。
- (4) 廃棄物をリサイクル処理する場合は、当社に書面にて報告すること。
- (5) 請負人は、産業廃棄物搬出までの保管状況、搬出後の処理状況を的確に把握すること。
- (6) 請負人は、非飛散性アスベスト廃棄物を処理する場合は、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づき、適正に処理すること。
- (7) 請負人は、産廃を排出する事業場毎に毎年6月末までに、前年度のマニフェストの交付状況について、都道府県知事に報告する。（平成20年度から報告開始）
- (8) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定められた特定建設資材を使用又は撤去する対象工事となる場合は、見積書提出時に「分別解体等の計画」など法令に定められた事項を書面により提出し説明すること。
- (9) 特定建設資材の再資源化等が完了した場合は、「再資源化等報告書」により報告すること。
- (10) 当社からマニフェストの写し等、産業廃棄物の処理に関する書類確認を要請した場合には、関係書類の提出を行うこと。ただし、書類の保存期間の延長は求めない。
- (11) 使用済みケーブルドラムがある場合は、請負人が責任をもって適切に処理すること。  
可能な限り産業廃棄物処理とはせず、ドラム業者による引き取りで再生利用すること。
- (12) 保守コンソール等PC利用製品を撤去する場合は、当社にてPCリサイクルが可能か確認し可能であればその手続きを指示し、不可である場合は、産廃処理する旨を指示する。
- (13) 少量産業廃棄物の一括処理を実施する場合は、
  - (a) 当社が別途「補足仕様書」で指示する。
  - (b) 請負人は、産業廃棄物を工事現場から搬出後に一時保管する場合は、原則として請負人の事業場等を一時保管場所とすること。  
(注意：「一時保管」する場合においても、最終処分業者欄には最終処分業者名等を明記すること)
  - (c) 請負人は、工事で発生した産業廃棄物について、一時保管した時点で産業廃棄物一時保管報告書を当社に提出し、排出までの間、適切に保管すること。
  - (d) 一括処理完了後、産業廃棄物処理報告書を提出すること。

(14) 蓄電池を撤去する場合、撤去した蓄電池は不用品庫入れまたは特別管理産業廃棄物として適切に処理すること。

特別管理産業廃棄物として処理する場合は、産業廃棄物処理計画書には、撤去蓄電池の処理計画を記載すること。

(中間処理後のリサイクル品とその再生処理場および最終処分される品目と最終処分場を記載すること)

## 8 提出書類

工事実施計画書、工事報告書等の提出書類は、補足仕様書にて別途指示する。

工事実施計画書の共通的な事項は年度当初に予め提出し、都度の工事での提出を省略することができる。

## 9 検 査

### 9-1 立会検査

当社は、必要により中間および竣工時に立会検査を行う。

請負人は、検査を受けようとする場合、事前に当社と日時などについて協議調整すること。

### 9-2 書類検査

提出された工事完成届、工事報告書、工事写真、試験成績書等の書類により検査する。

## 10 検 収

当社が実施する検査の合格をもって検収とする。